

化審法の施行状況を踏まえた検討スケジュール（案）

平成 28 年 9 月 26 日

1．検討事項

化審法施行状況検討会報告書で指摘された事項のうち、政策的な事項であり、緊急性の高い項目（**太字下線**）について本合同会合で検討を進めてはどうか。なお、技術的な事項として指摘されたものについては、化学物質審議会審査部会 / 安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において検討を進めることが適当と考えるがどうか。

＜化審法施行状況検討会報告書で指摘された主な事項＞

- 既存化学物質等に関する課題への対応の方向性
 - ・ WSSD2020 年までに達成すべき具体的なイメージ、目標、ロードマップの設定
 - ・ 非 GLP データ、QSAR、カテゴリーアプローチを活用するための評価法の運用見直し
- 新規化学物質に関する課題への対応の方向性
 - ・ 少量新規制度、低生産量新規制度における安全性の確保と我が国化学産業のイノベーションの環境整備の両立を前提とした、制度全体の整合性を担保するための対応
 - ・ QSAR やカテゴリーアプローチの活用、分解生成物や不純物の取り扱い、高分子化合物への対応についての検討
- 化学物質管理に関する課題への対応の方向性
 - ・ 優先評価化学物質の指定を取り消された物質の評価、管理の在り方
 - ・ 化審法における化学物質管理について事業者に課された義務の履行状況の確認
 - ・ 有害性が非常に強い新規化学物質の管理

2．検討スケジュール（予定）

第 1 回（今回）：背景説明、検討課題整理

第 2 回 ：検討課題への対応策について、答申（報告書）案骨子

第 3 回 ：答申（報告書）中間まとめ案

- 第 3 回後、1 ヶ月間パブリックコメント手続きにより国民意見募集
- パブリックコメントの結果を踏まえて、答申とりまとめ

3．その他

- 各回の議長は、原則として、化学物質対策小委員会委員長及び制度構築ワーキンググループ座長が交互に務める。
- 毎回の審議は公開で行うとともに、議事録及び議事概要を作成し、経済産業省及び環境省ウェブサイトにおいて後日公開する。